(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
提案理由	(1) 教育委員会の各所属や学校で勤務する職員の勤務の実態を踏まえ、職員の 勤務時間等について、所要の改正を行うものである。 (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部改正の趣旨を 踏まえ、所要の改正を行うものである。
議案(報告)の概要又は要旨	1. 改正の内容 (1) 職員の勤務時間等について、次のとおり改正するもの ア 堺市チャレンジ雇用により任用され学校において各種業務に従事する者 の勤務時間及び休憩時間について、課長が指定する時間の範囲を定める もの イ みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者、学校図書館職員の 職にある者、学校司書、各市立学校(幼稚園を含む。)における介助員 の職にある者の勤務時間について、1日の勤務時間数の上限を定め、それぞれ設定した時間の範囲内で課長が職員ごとに指定する時間に改める もの ウ 外国語指導助手の職にある者の勤務時間について、課長が指定する日は 午前8時20分から午後3時5分までとする規定を加えるもの エ スクールソーシャルワーカーの勤務時間を午前9時から午後5時15分までに改めるもの オ 青少年センター図書室に関する業務に従事する者の勤務時間について、 午前8時45分から午後5時15分までの区分を加えるもの (2) 各市立学校における看護師の職にある者の名称を医療的ケア看護職員に、 各市立学校(幼稚園を含む。)における介助員の職にある者の名称を特別 支援教育支援員に改めるもの 2. 施行期日 令和4年4月1日から施行する。 ただし、1(1)才に係る改正規定は、公布の日から施行する。
備考	
議決後必要となる取組	 この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他()

議案第39号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則について、次のとおり改正する。

令和3年12月16日 堺 市 教 育 委 員 会 教 育 長 日 渡 円

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成18年教育委員会規則第16号)の一部 を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 別表に規定するもののほか、同表に掲げる所属において勤務する職員のうち、条例第2条第 2項から第4項までに規定する職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律 第110号。以下「育休法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員(育休 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)の勤務時間は、同表に規定する 勤務時間の範囲内において教育委員会が定める。

第5条第1項中「期間を平均したときにおける」を「期間において平均した場合の」に改める。 別表中

Γ

1日の勤務時間 左記の勤務時間 (休憩時間を除 の範囲内で45 く。)が7時間3分とし、課長が職 0分を超えない 員ごとに指定す 範囲内で、課長がる時間 職員ごとに指定する時間 午前8時から午 午前11時から 後3時45分ま 午後2時までの で 範囲内で45分 とし、課長が職員 ごとに指定する 時間

を

午前8時15分 午前11時から から午後5時ま 午後2時までの での範囲内で、休範囲内で45分 憩時間を除き、7とし、課長が職員 時間30分を超 ごとに指定する えない時間とし、時間 課長が職員ごと に指定する時間 午前8時から午 |1日の勤務時間 後3時45分まが6時間を超え での範囲内で、休る場合にあって 憩時間を除き、7は、午前11時か 時間を超えない ら午後2時まで 時間とし、課長がの範囲内で45 職員ごとに指定 分とし、課長が職 する時間 員ごとに指定す る時間

に改め、同表学校指導課(外国語指導助手の職にある者に限る。)の項中「午前9時20分から午後4時5分まで」の次に「(課長が指定する日は午前8時20分から午後3時5分まで)」を加え、同表学校指導課(学校図書館職員の職にある者に限る。)の項中「午前9時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間15分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間」に改め、同表中

Γ

学校指導課	1	午前9時30分から	午前11時から午
(学校司書		午後2時45分まで	後2時までの範囲
に限る。)			内で45分とし、
			課長が職員ごとに
			指定する時間
	2	正午から午後4時3	
		0分まで	
支援教育課	1	午前8時45分から	
(各市立学		午後2時15分まで	
校(幼稚園	2	午前8時30分から	午前11時から午
を含む。)		午後3時まで	後2時までの範囲
における介	3	午前8時45分から	内で45分とし、
助員の職に		午後3時15分まで	課長が職員ごとに
ある者に限	4	午前9時から午後3	指定する時間
る。)		時30分まで	
	5	午前9時15分から	
		午後3時45分まで	

を

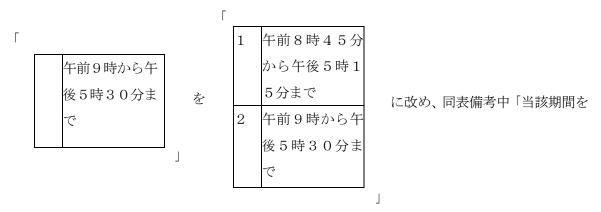
Γ

学校指導課	午前8時30分から休憩時間を与える
(学校司書	午後5時までの範囲場合にあっては、左
に限る。	内で、休憩時間を除 記の範囲内で45
	き、4時間30分を分とし、課長が職員
	超えない時間とし、ごとに指定する時
	課長が職員ごとに指問
	定する時間
支援教育課	午前8時30分から休憩時間を与える
(特別支援	午後3時45分まで場合にあっては、左
教育支援員	の範囲内で、休憩時 記の範囲内で45
に限る。)	間を除き、5時間4分とし、課長が職員
	5分を超えない時間 ごとに指定する時
	とし、課長が職員ご問
	とに指定する時間

に改め、同表中「各市立学

校における看護師の職にある者」を「医療的ケア看護職員」に改め、同表生徒指導課(スクール

ソーシャルワーカーに限る。)の項中「1日の勤務時間(休憩時間を除く。)が7時間30分を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間」を「午前9時から午後5時15分まで」に改め、同表生徒指導課(スクールカウンセラーに限る。)の項中「勤務する者」を「勤務する日」に改め、同表地域教育振興課(青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。)の項中



平均したときにおける」を「当該期間において平均した場合の」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表地域教育振興課(青少年センター 図書室に関する業務に従事する者に限る。)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成18年教育委員会規則第16号)新旧対照表

現行

(勤務時間等の特例)

- 第3条 別表に掲げる所属において勤務する職員の勤務時間、休憩時間、 週休日及び休日は、同表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる所属において勤務する職員 で、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項 に規定する短時間勤務の職を占めるものの勤務時間は、同表に規定す る勤務時間の範囲内において教育長が定める。

第5条 週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者に対す る市規程別表第4第4項の規定の適用については、「週勤務日数」と あるのは、「7月から9月までの期間を平均したときにおける1週間 の勤務日数」とする。

別表 (第3条関係)

所属	区分	勤務時間	休憩時間	週	休日		休日
		77.	(略)				
総務課		1日の勤務時	左記の勤務時	(1)	日曜	(1)	祝日法に
(堺市		間(休憩時間	間の範囲内で	日		規	定する休日
チャレ		を除く。)が	45分とし、	(2)	土曜	(2)	12月2
ンジ雇		7時間30分	課長が職員ご	日		9	日から翌年
用によ		を超えない範	とに指定する			0	1月3日ま

(勤務時間等の特例)

第3条 別表に掲げる所属において勤務する職員の勤務時間、休憩時間、 週休日及び休日は、同表のとおりとする。

改正後 (案)

- 2 別表に規定するもののほか、同表に掲げる所属において勤務する職 員のうち、条例第2条第2項から第4項までに規定する職員及び地方 公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育 休法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員(育 休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。) の勤 務時間は、同表に規定する勤務時間の範囲内において教育委員会が定 める。
- 第5条 週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者に対す る市規程別表第4第4項の規定の適用については、「週勤務日数」と あるのは、「7月から9月までの期間において平均した場合の1週間 の勤務日数」とする。

別表 (第3条関係)

13134 (1	12 0 2 4 1.	XJ PI(-)					
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週	休日		休日
			(略)				
総務課		午前8時15	午前11時か	(1)	日曜	(1)	祝日法に
(堺市		分から午後5	ら午後2時ま	日		規	定する休日
チャレ		時までの範囲	での範囲内で	(2)	土曜	(2)	12月2
ンジ雇		内で、休憩時	45分とし、	日		9	日から翌年
用によ		間を除き、7	課長が職員ご			の	1月3日ま

_	
ונ	
•	
	ע

り任用	囲内で、課長	時間		での日(前号	り任用	時間30分を	とに指定する		での日 (前号
され各	が職員ごとに			に掲げる日を	され各	超えない時間	時間		に掲げる日を
市立学	指定する時間			除く。)	市立学	とし、課長が			除く。)
校にお	8:		_		校にお	職員ごとに指			
いて各					いて各	定する時間			
種業務					種業務				
に従事					に従事				
する者					する者	.*			
に限					に限				
る。)		L	10.		る。)				
学校指	午前8時から	午前11時か	(1) 条例	/	学校指	午前8時から	1日の勤務時	(1) 条例	,,
尊課(み	午後3時45	ら午後2時ま	第3条第	/	導課(み	午後3時45	間が6時間を	第3条第	1
はら大	分まで	での範囲内で	3項に規	/	はら大	分までの範囲	超える場合に	3項に規	1
地幼稚		45分とし、	定する勤	/	地幼稚	内で、休憩時	あっては、午	定する勤	1
園にお		課長が職員ご	務日以外	/	園にお	間を除き、7	前11時から	務日以外	
ける保		とに指定する	の日	/ /	ける保	時間を超えな	午後2時まで	の日	
育補助		時間	(2) 堺市	1/	育補助	い時間とし、	の範囲内で4	(2) 堺市	- /
員の職			立学校管	/	員の職	課長が職員ご	5分とし、課	立学校管	/
にある			理運営規	<i>1</i> 1	にある	とに指定する	長が職員ごと	理運営規	/
者に限			則(昭和	f	者に限	時間	に指定する時	則(昭和	1
る。)			3 2 年教		る。)		<u>間</u>	3 2 年教	
			育委員会	/				育委員会	
			規則第9	/				規則第9	1
			号) 第2					号) 第2	
			条第2項	/				条第2項	
	-		に規定す	/				に規定す	/

		-	るな	木業日			1			31	木業日	
			(自	前号に						(ī	前号に	
			掲げ	げる日						掲	げる日	
			を防	余く。)	/					を	除く。)	
学校指	午前9時20	午前11時か	(1)	日曜	(1) 祝日法に	学校指		午前9時20	午前11時か	(1)	日曜	(1) 祝日法に
導課 (外	分から午後4	ら午後2時ま	日		規定する休日	導課(外		分から午後4	ら午後2時ま	日		規定する休日
国語指	時5分まで	での範囲内で	(2)	土曜	(2) 12月2	国語指		時5分まで	での範囲内で	(2)	土曜	(2) 12月2
導助手		45分とし、	日		9日から翌年	導助手		(課長が指定	45分とし、	月		9日から翌年
の職に		課長が職員ご			の1月3日ま	の職に		する日は午前	課長が職員ご			の1月3日ま
ある者		とに指定する			での日(前号	ある者		8時20分か	とに指定する			での日(前号
に限		時間			に掲げる日を	に限	-	ら午後3時5	時間			に掲げる日を
る。)					除く。)	る。)		分まで)				除く。)
学校指	午前9時から	午前11時か	(1)	日曜	(1) 祝日法に	学校指		午前8時30	午前11時か	(1)	日曜	(1) 祝日法に
導課 (学	午後5時まで	ら午後2時ま	日		規定する休日	導課 (学		分から午後5	ら午後2時ま	月		規定する休日
校図書		での範囲内で	(2)	土曜	(2) 12月2	校図書		時までの範囲	での範囲内で	(2)	土曜	(2) 12月2
館職員		45分とし、	日		9日から翌年	館職員		内で、休憩時	45分とし、	日		9日から翌年
の職に		課長が職員ご			の1月3日ま	の職に		間を除き、7	課長が職員ご			の1月3日ま
ある者		とに指定する			での日(前号	ある者		時間15分を	とに指定する			での日(前号
に限		時間			に掲げる日を	に限		超えない時間	時間			に掲げる日を
る。)					除く。)	る。)		とし、課長が				除く。)
								職員ごとに指				
								定する時間				
学校指 1	午前9時30	午前11時か	(1)	月曜		学校指		午前8時30	休憩時間を与	(1)	月曜	
導課 (学	分から午後2	ら午後2時ま	目			導課 (学		分から午後5	える場合にあ	B		
校司書	時 4 5 分まで	での範囲内で	(2)	条例		校司書		時までの範囲	っては、左記	(2)	条例	
に限	ļ	45分とし、	第3	3条第		に限	9	内で、休憩時	の範囲内で4	第	3条第	

3。)		課長が職員ご	3項に規		3.)	間を除き、4	5分とし、課	3項に規	
		とに指定する	定する勤			時間30分を	長が職員ごと	定する勤	/
		時間	務日以外			超えない時間	に指定する時	務日以外	/
2	正午から午後		の日			とし、課長が	間	の日	/
	4時30分ま	/	(3) 堺市	^		職員ごとに指		(3) 堺市	/
	7		立学校管			定する時間		立学校管	/
			理運営規					理運営規	<i>f</i>
			則第8条					則第8条	
			第2項に					第2項に	
			規定する					規定する	/
			休業日					休業日	/
			(前2号					(前2号	
		/	に掲げる					に掲げる	
		/	日を除					日を除	
1:			<.)					<.)	<i>[</i>
支援教 1	午前8時45		(1) 条例	-/	支援教	午前8時30	休憩時間を与	(1) 条例	/
育課 (各	分から午後2		第3条第	/	育課 (特	分から午後3	える場合にあ	第3条第	/
市立学	時15分まで		3項に規	/	別支援	時 4 5 分まで	っては、左記	3項に規	
校(幼稚2	午前8時30	午前11時か	定する勤	/	教育支	の範囲内で、	の範囲内で4	定する勤	/
園を含	分から午後3	ら午後2時ま	務日以外	/	援員に	休憩時間を除	5分とし、課	務日以外	
tr.) K	時まで	での範囲内で	の日	/	限る。)	き、5時間4	長が職員ごと	の日	/
おける 3	午前8時45	45分とし、	(2) 堺市	/		5分を超えな	に指定する時	(2) 堺市	
介助員	分から午後3	課長が職員ご	立学校管			い時間とし、	間	立学校管	
の職に	時 1 5 分まで	とに指定する	理運営規			課長が職員ご		理運営規	
ある者 4	午前9時から	時間	則第8条			とに指定する		則第8条	
に限	午後3時30		第2項	/		時間		第2項	/
				•					di di

11.	ı	I	ı	b 19	FF 3	ı î	0	r.	er.	€5	6 9	4
る。)_		分まで	,	(幼稚園							(幼稚園	
	5	午前9時15		にあって							にあって	
		分から午後3		は同規則							は同規則	/
		時45分まで		第2条第							第2条第	
				2項) に		П					2項) に	/
				規定する							規定する	
				休業日					10		休業日	
				(前号に							(前号に	1
				掲げる日	ā						掲げる日	
				を除く。)							を除く。)	
支援教		午前8時45	午前11時か	(1) 条例	/	11	支援教		午前8時45	午前11時か	(1) 条例	/
育課 (各	4	分から午後3	ら午後2時ま	第3条第			育課(医		分から午後3	ら午後2時ま	第3条第	[
市立学		時30分まで	での範囲内で	3項に規			療的ケ		時30分まで	での範囲内で	3項に規	/
校にお			45分とし、	定する勤	/		ア看護			45分とし、	定する勤	/
ける看			課長が職員ご	務日以外	/		職員に			課長が職員ご	務日以外	/
護師の			とに指定する	の日	1		限る。)			とに指定する	の日	
職にあ			時間	(2) 堺市	/					時間	(2) 堺市	/ /
る者に				立学校管	/						立学校管	/ /
限る。)				理運営規	/						理運営規	
			1.4	則第8条		Ш					則第8条	/
				第2項に	1						第2項に	
		_		規定する							規定する	
				休業日	/			i E			休業日	1
				(前号に							(前号に	
				掲げる日							掲げる日	
				を除く。)	/						を除く。)	

生徒指	1日の勤務時	左記の勤務時	課長が職員	[生徒指		午前9時から	左記の勤務時	課長が職員	/
導課(ス	間(休憩時間	間の範囲内で	ごとに指定			導課(ス		午後5時15	間の範囲内で	ごとに指定	
クール	を除く。)が	45分とし、	する日			クール		分まで	45分とし、	する日	
ソーシ	7時間30分	課長が職員ご				ソーシ			課長が職員ご		
ャルワ	を超えない範	とに指定する				ャルワ			とに指定する		
ー カー	囲内で、課長	時間				ーカー			時間		
に限	が職員ごとに					に限					
る。)	指定する時間				Ш	る。)					
生徒指	1日の勤務時	左記の勤務時	課長が職員	/		生徒指		1日の勤務時	左記の勤務時	課長が職員	/
導課(ス	間(休憩時間	間の範囲内で	ごとに指定	/		導課(ス		間(休憩時間	間の範囲内で	ごとに指定	/
クール	を除く。)が	45分(堺高	する日	/		クール		を除く。)が	45分(堺高	する日	
カウン	6時間(堺高	等学校におい				カウン		6時間(堺高	等学校におい		
セラー	等学校におい	て <u>勤務する者</u>		/		セラー		等学校におい	て <u>勤務する日</u>		/
に限	て <u>勤務する者</u>	については1				に限		て <u>勤務する日</u>	については1		- J.
る。)	については8	時間)とし、				る。)		については8	時間)とし、		
	時間)を超え	課長が職員ご						時間)を超え	課長が職員ご		/
	ない範囲内	とに指定する						ない範囲内	とに指定する		
	で、課長が職	時間						で、課長が職	時間		
	員ごとに指定			/				員ごとに指定			1
	する時間			/··				する時間			/
(略)					(略)						
地域教	午前9時から	正午から午後	(1) 月曜	(1) 課長が職		地域教	1	午前8時45	正午から午後	(1) 月曜	(1) 課長が職
育振興	午後5時30	0時45分ま	日	員ごとに指定		育振興		分から午後5	0時45分ま	日	員ごとに指定
課(青少	分まで	で	(2) 課長	する日		課(青少		時15分まで	で	(2) 課長	する日
年セン			が職員ご	(2) 12月2		年セン				が職員ご	(2) 12月2
ター図			とに指定	9日から翌年		ター図				とに指定	9日から翌年

書室に			する日	の1月3日ま
関する				での日
業務に				
従事す				
る者に				
限る。)				
	 (略	.)	!!	

備考 職員の1週間の勤務時間(週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者については、<u>当該期間を平均したときにおける</u> 1週間の勤務時間)は、市規程第2条の規定が適用される職員の当 該期間相当の勤務時間とし、本表に定める区分により、所属長が定 めるものとする。

書室に	2	午前9時から		する日	の1月3日ま
関する		午後5時30			での日
業務に		分まで			-
従事す					
る者に					
限る。)					
			(略)		

備考 職員の1週間の勤務時間(週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者については、<u>当該期間において平均した場合の</u>1週間の勤務時間)は、市規程第2条の規定が適用される職員の当該期間相当の勤務時間とし、本表に定める区分により、所属長が定めるものとする。